

千葉県告示第241号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年3月28日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月28日

千葉市長 神谷俊一

| 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始期日 |
|---------------|----------------------------------|-----------|
| 市道 若松町81号線 | 若葉区若松町2358番4から 若葉区若松町2172番5まで | 令和5年3月28日 |